

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表

新	旧																		
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、法第四十三条第三項の規定による敷地と道路との関係についての制限、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等、法第六十八条の九第一項の規定による都市計画区域以外の区域内における建築物の敷地及び構造に関する制限その他法の施行に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第二十二条 法第八十五条第五項に規定する仮設興行場等については、この条例の規定（第二十三条の三から第二十三条の十二までの規定を除く。）は、適用しない。</p> <p>別表第六（第二十三条の九関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、法第四十三条第二項の規定による敷地と道路との関係についての制限、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等、法第六十八条の九第一項の規定による都市計画区域以外の区域内における建築物の敷地及び構造に関する制限その他法の施行に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(仮設建築物に対する適用除外)</p> <p>第二十二条 法第八十五条第五項に規定する仮設建築物については、この条例の規定（第二十三条の三から第二十三条の十二までの規定を除く。）は適用しない。</p> <p>別表第六（第二十三条の九関係）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査</td> <td>道路の位置の指定等申請手数料</td> <td>五万円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	手数料の名称	金額	一 略			二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定等申請手数料	五万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査</td> <td>道路の位置の指定等申請手数料</td> <td>五万円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	手数料の名称	金額	一 略			二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定等申請手数料	五万円
事務	手数料の名称	金額																	
一 略																			
二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定等申請手数料	五万円																	
事務	手数料の名称	金額																	
一 略																			
二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定等申請手数料	五万円																	

三	法第四十三條第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二万七千円
四	法第四十三條第二項第二号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	三万三千円
五～三十九 略			
四十	法第八十五条第五項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等の建築許可申請手数料	十二万円
四十一	法第八十五条第六項の規定に基づく一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	十六万円
四十二～五十六 略			

三	法第四十三條第一項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	三万三千円
四～三十八 略			
三十九	法第八十五条第五項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	十二万円
四十～五十四 略			